

令和7年長浜市農業委員会9月定例総会会議録

令和7年9月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（31人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

2番 尚永 稔	3番 谷口 義信
4番 幸田 重徳	5番 脇坂 良平
6番 中川 半弥	7番 多賀 君子
8番 石橋 萬次郎	9番 阿辻 康博
10番 大塚 高司	11番 宮澤 幸次
12番 中川 亜希	13番 北川 富美子
14番 山口 衛	16番 林 甚一郎
17番 片山 博之	19番 宮元 孫善
20番 吉川 尚宏	21番 森 勘十
22番 中川 哲博	26番 大谷 正人
27番 伊藤 泰子	28番 多賀 正和
29番 廣部 重嗣	31番 間所 秀夫
32番 角田 功	33番 橋本 治太郎
34番 小林 治一良	35番 筒井 伸彦
37番 山内 祥子	

2. 会議に欠席した委員

1番 稲田 司	15番 清水 多枝子
18番 下司 治一	23番 弓削 美穂
24番 田中 義人	36番 服部 昇司

3. 会議に出席した職員

局長	宮川 芳一	次長	宮本 安信	参事	大塚 邦生
副参事	近藤 英昭	主査	林 清次	主事	市川 紘生

4. 議案等

報 告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報 告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第75号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第76号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第77号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第78号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第79号	土地改良事業参加資格交替承認について
議案第80号	保安林指定に係る意見について

5. 議事録署名委員

3 番	谷口 義信	4 番	幸田 重徳
-----	-------	-----	-------

午後 1 時30分開会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会 9 月定例総会を開催させていただきます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち、31名と過半数以上の委員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告いたします。次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

まず報告でございますが、8月19日に滋賀県農業会議常設審議委員会が大津市のピアザ淡海において開催されましたので、会長にご出席をいただいております。なお、今回は、本市からの諮問案件はございませんでしたので、事務局は出席をいたしていません。

また、8月20日に滋賀県都市農業委員会連絡協議会の会長会が、東近江市の道の駅、あいとうマーガレットステーションにおいて開催されましたので、会長にご出席いただき、事務局で随行をさせていただきました。

続きまして、今月の審議事項でございますが、3条申請が7件、4条申請が2件、5条申請が4件、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、保安林指定に係る意見、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、今月の審議事項のうち、農地転用に係る案件につきましては、去る9月3日に当番委員であります、28番 多賀委員、29番 廣部委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出いたしております。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。また、質問等でご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。この後の議事進行は、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告がありますので報告させていただきます。1番 稲田司委員、15番 清水多枝子委員、18番 下司治一議員、23番 弓削美穂委員、24番 田中義人委員、36番 服部昇司委員が欠席です。

次に議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定により、会長において、3番 谷口義信委員、4番 幸田重徳委員を指名します。両委員、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

資料3から11ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出について、8月中に届出のあった11件、78筆、56,856.91㎡の農地の権利移動につきまして、全て相続による所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書を交付しています。

以上、農地法第3条の3の届出の報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料12ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域内の住宅や、事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところで、届出内容は、所有権の権利移動が伴う農地転用です。

内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、室町地先、畑1筆、257㎡を売買により駐車場として転用したい旨の届出がありました。位置図については説明地図の1ページをご覧ください。

届出地は集落の中心に位置します。周囲の状況は、東側は道路、西側は畑、南側は畑、北側は宅地でございます。

以上、5条届出に係る報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。

この規定に基づき、9月分として、農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料の13ページをご覧ください。

今月は、農業委員会宛てに計4筆の解約の通知がありました。

内訳は、田4筆、合計で6,292㎡の解約です。

番号1は、相対による解約で、耕作目的の解約です。番号2から番号4は、農地中間管理事業による解約で、転用目的の解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

会長お願いします。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようですので、議案審議に移ります。

議案第75号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第75号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

今月、3条申請は7件ありました、農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受付をしております。

それでは説明をさせていただきます。議案書は14ページです。

申請番号1は、1件の申請で申請地が3筆あります。いずれも青地の田あるいは畑です。

申請番号1(1)、土地の表示、稲葉町地先の畑、面積は480㎡です。申請地は現在、防草シートで覆っていて耕作はしていない状況です、防草シートを取れば耕作再開は可能と考えます。

申請番号1(2)、土地の表示、稲葉町地先の田、面積は3,179㎡です。申請地は、水稻の作付けがされていました。

申請番号1(3)、土地の表示、稲葉町地先の畑、面積は219㎡です。申請地は、耕作はされておりましたが、除草し管理がされている状況で、耕作再開は可能な状態です。

以上、3筆について、譲渡人が県外に居住され管理が困難なことから、近隣の親戚である譲受人に管理をしてもらうため、贈与することとなり申請されたものです。

なお、申請番号1(2)は、地域計画に定める田で、現在は、別の方が耕作されていますが、所有権移転後は譲受人を耕作者に変更する必要がありますので、農業振興課に変更手続きを依頼します。

申請番号2、土地の表示、七条町地先の畑、面積は208㎡です。申請地は、集落内にある白地の畑で、現在、作付けはされておませんが、除草し耕起をすれば使用可能な状況です。

譲渡人が県外に居住されており、これまでから、譲受人が管理をされていました。譲受人の実家が集落内にあり、引き続き譲受人が耕作するため、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号3、土地の表示、七条町地先の畑、面積は152㎡です。申請地は、集落内にある白地の畑で、現在、耕作はされておませんが、使用可能な状況です。

申請地は、譲渡人が申請番号2と同じ方で、県外に居住されており、これまでから管理

をしている譲受人と、今回、売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号4、土地の表示、湖北町伊部地先の畑、面積は238㎡です。申請地は、集落内にある白地の畑で、現在、耕作されておりませんが、耕起されれば使用可能な状況です。申請地は譲受人の居宅地の横にあり、自家野菜の作付けをするために譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号5、土地の表示、大路町地先の畑、面積は402㎡です。申請地は、集落内にある白地の畑で、現在、耕作はされていませんが、使用可能な状況です。申請地は、これまで譲受人が勤めるお寺の仏花を栽培するために利用していました。今回、譲渡人から贈与されることとなり申請されたものです。

申請番号6、土地の表示、高月町井口地先の田、面積は3,027㎡です。申請地は、青地の田で、現在、譲受人が耕作されており、そばの作付がされていました。今回、譲渡人が土地を手放したいことから、現在、耕作されている譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

なお、申請地は、地域計画の対象地で、現在も譲受人で設定されており、変更の必要はありません。

申請番号7は、1件の申請で申請地が4筆あります。いずれも、市外の認定農業者が売買により取得されるものです。

申請番号7（1）、土地の表示、西浅井町余地先の白地の畑、面積23㎡、

申請番号7（2）、土地の表示、同じく西浅井町余地先の白地の畑で、面積1,001㎡です。2筆はいずれも、国道沿いの畑地で、現況は雑草、雑木が生えている状態です。取得後は、伐採、開墾すれば利用は可能と考えます、譲受人は、レモン、ライム等の果樹栽培をする計画をしています。

申請番号7（3）、土地の表示、西浅井町余地先の青地の田で、面積は621㎡です、申請地は、水稻の作付けがされていました。申請地は、地域計画に設定している田で、現在は別の方が耕作されています。

申請番号7（4）、土地の表示、西浅井町余地先の青地の田で、面積85㎡です、現在は、隣の田と一体的に水稻の作付けがされています。田については、地域計画の対象地です。今回、3条申請にあたり、それぞれ、現在の耕作者と話し合いをされ、取得後は譲受人が耕作することについて、現在の耕作者の理解は得ておられます。譲受人は市外在住の農業者の方で、現在は他県にある自作地で水稻をされています。今回、申請の農業計画では、田は水稻、畑はレモン、ライムの果樹栽培とのことです。水稻は譲受人が耕作され、農機具等は、自宅近隣に拠点施設があり、運搬し使用されます。収穫した米は、JAを通じて出荷、販売する計画となっています。

地域の農地利用計画に沿った形で進め、地元と話し合いを行い、支障が出ないように営農することです。

以上、4筆は、譲渡人は相続により取得され、現在市外に居住のため管理が困難なこと

から、知人等に相談し、売買により譲渡することで話がまとまり申請されたものです。

以上、今回申請の7件につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料の1ページ、議案書は52ページにあります許可要件調査書のとおり、譲受人の農地の効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上、議案第75号について、事務局からの説明を終わります。会長、よろしく申し上げます。

(会長)

ただいま説明のありました議案第75号について、ご意見、ご質問等あれば承りたいと思います。

(会長)

ないようですので、採決に移ります。

議案第75号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に議案第76号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第76号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書16ページをご覧ください。

議案第76号につきましては、今月の締切りまでに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

なお、案件については、去る8月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、6番 中川半弥委員と11番 宮澤幸次委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和7年9月3日に、28番 多賀正和委員、29番 廣部重嗣委員にお願いし、行っております。

結果については、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いします。

サイドブックス保存資料の令和7年9月総会、転用届出申請、2ページの地図をご覧ください。

申請番号1、相撲庭町地先の案件です。申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、3ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

(28番 多賀委員)

番号1について報告します。4ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、相撲庭町地先、畑145㎡、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は道路、南は道路、北は宅地です。

5ページの写真をご覧ください。

申請地の隣に実家があり、現在は空き家となっているものの、定期的に実家を訪問して清掃等を行い、法事等の行事があるたびに、車で行き来しておられ、自宅に専用の駐車場がないため、来るたびに駐車に苦慮されていまして。今回、実家の横の畑を駐車場として整備するために転用申請されたものです。また、近隣住民の方においても、急な来客等の駐車場がないために、駐車に苦慮されている方が多く、必要に応じて利用いただくことを想定されています。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない雨水については、敷地南側の水路に排出される計画であり、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、相撲庭町地先の案件です。6ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、7ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、貸駐車場として使用する計画となっております。

ます。

本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告いただきます。

(29番 廣部委員)

番号2について報告します。8ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、相撲庭町地先、畑94㎡、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は道路、北は農地です。

9ページの写真をご覧ください。

申請地の近隣に居住されている方から申請地を駐車場として使用したい旨の申出があり、今回、申請地を貸駐車場として整備するために転用申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない雨水については、敷地南側の水路に排出される計画で、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長よろしくをお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第76号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

(会長)

質問等がないようでしたら採決に移ります。

議案第76号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手を願います。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので申請どおり許可することといたします。

次に議案第77号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第77号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

議案書17ページをご覧ください。

議案第77号につきましては、今月の締切までに4件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

案件につきましては、先の議案第76号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしくお願いいたします。

申請番号1、高月町渡岸寺地先の案件です。10ページの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。高月分庁舎から300m以内に位置していることから、第3種農地と判断しております。第3種農地は、原則、転用が可能である区域であり、地元自治会の同意も得られていることから受付いたしております。

続きまして、11ページの資料をご覧ください。申請人から提出のあった図面によりますと、貸駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

(28番 多賀委員)

番号1について報告します。12ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、高月町渡岸寺地先、田757㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は宅地、水路、西は道路、南は雑種地、北は道路です。13ページの写真をご覧ください。譲受人が経営している自動車整備業において、事業拡大に伴い、中古車等の自動車を駐車するスペースが足りなくなり、譲渡人と売買の話がまとまり、転用申請が出されたものです。

なお、土地は代表取締役である譲受人個人が取得し、法人に貸駐車場として借り出すことを予定されています。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は敷地東側の水路に排出される計画となっており、隣接農地もないことから、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、今町地先の案件です。14ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、15ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、一般住宅とする計画となっております。

本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告いただきます。

(29番 廣部委員)

番号2について報告します。16ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、今町地先、畑230㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。

周囲の状況は、東は農地、西は里道、南は農道、北は農地です。

17ページの写真をご覧ください。

借受人が妻の父親から土地を借り受けて、妻の実家近くに住宅を建築する話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新設する側溝等を通じて南側の水路に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、内保町地先の案件です。18ページの地図をご覧ください。申請地は集落の中ほどに位置します。都市計画法上の用途区域に位置していることから、第3種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして19ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、資材置場として計画されております。

本案件の詳細につきましては、多賀委員よりご報告いただきます。

(28番 多賀委員)

番号3について報告します。20ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、内保町地先、田505㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は雑種地、南は水路、北は道路です。

21ページの写真をご覧ください。

譲受人は、同町内で木材の製材、加工、土木建築工事等を行う業者で、現在、使用している資材置場を宅地開発することになり、既存施設の代替地として、今回の申請地を整備する計画を立て、譲渡人と話がまとまり転用申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地南側の水路に排出する計画になっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、大路町地先の案件です。22ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、23ページの資料をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、車庫敷地とする内容となっております。

本案件の詳細につきましては、廣部委員よりご報告いただきます。

(29番 廣部委員)

番号4について報告します。24ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、大路町地先、畑72㎡、契約内容は贈与で、転用目的を車庫敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は農地、南は里道、北は農地、水路です。

25ページの写真をご覧ください。

譲受人は、今年、申請地の隣にある寺の住職になられ、前住職から施設財産の引継ぎ手続きが行われ、同申請地もその一つで、40年ほど前に建築された車庫敷地となっており、新たな住職への財産引継ぎを行う予定でしたが、転用手続きが取られていないことが判明し、今回、転用申請がなされたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、新たに側溝を新設して敷地北側の水路に排出する計画になっており、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長、よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第77号について、ご意見、ご質問等あれば承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

議案第77号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので申請通り許可することといたします。

次に、議案第78号、農用地利用集積等促進計画（案）について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第78号、農用地利用集積等促進計画（案）について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により承認することについて意見を求めます。

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

この手続きは、農地中間管理機構が間に入っているもので、県が公告を行うものです。なお、受付は市の農業振興課が行っております。

それでは、説明させていただきます。

今回の案件は、新規の案件と所有権移転の案件です。

まずは、新規の中間管理権の設定の案件です。

議案書は、20から27ページです。

番号1から番号86までの86筆は、農地の貸手と借手で事前に調整を行い、貸手が農地中間管理機構に農地を預け、中間管理機構が借り手に農地を貸すものです。

これら86筆、合計で168,181.5㎡を賃貸借又は使用貸借により利用権設定をされる計画です。

なお、使用貸借は無料ですので、賃借料欄と支払い欄は空白となっております。

続きまして、所有権移転の案件です。

これは、農地中間管理機構を間に挟み所有権移転をされるものです。

議案書の28ページをご覧ください。

番号1から番号12までの12筆、合計で20,605㎡について、所有権移転をされる計画です。

本案件の説明は以上です。

会長、よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第78号、農用地利用集積等促進計画（案）について、ご意見、ご質問がありましたら承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。12番 中川亜紀委員、13番 北川富美子委員、28番 多賀正和委員が該当します。

それ以外で該当者はおられないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いいたします。

対象の委員は、自席で採決に加わらないことといたします。

議案第78号農用地利用集積等促進計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成多数でありますので、農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に、議案第79号、土地改良事業参加資格交替承認について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第79号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっていますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意のもとで、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続きを行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

総会資料29から30ページをご覧ください。

一覧表にございますように、今回、長浜南部土地改良区から申出がありました番号1から番号9の9件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借、使用貸借を設定した農地に係る3条資格を、耕作者と合意のもとで土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えるので、交替の承認を求めます。説明は以上です。

会長お願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第79号について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようですので、採決に移ります。

議案第79号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを、農業委員会の意見として決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、これを承認することとし、申出人に通知することといたします。

次に、議案第80号、保安林指定に係る意見について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

議案第80号、保安林指定に係る意見について、このことについて、滋賀県北部森林整備事務所より意見照会がありましたので意見を求めます。

令和7年9月10日提出 長浜市農業委員会会長名

それでは説明します。

今回、滋賀県において、余呉町中河内字大音波地先において、土砂流出の防備や水源のかん養を目的に保安林の指定を計画されています。その保安林指定予定区域内に農地が3筆あるため、保安林の指定にあたって農業委員会の意見を求められているものです。

当該農地3筆については、位置図49ページに示すように、中河内集落から県道中河内木之本線を東に進み、廃村の半明集落を超えたあたりの所から北に沢を入れて行くような場所であり、現地までの道が無いため、現地の確認ができませんでしたが、50ページの50年前の航空写真を見ていただいてわかるように、既にその頃から山林化したような土地です。

今回、県が保安林指定をすることについて、地権者の代表相続人の方から同意をとられ

ています。また、保安林指定となることで、登記地目も農地から保安林に、県において登記変更をされると伺っています。

本案件につきましては、事前に農地最適化委員会にお諮りをし、意見なしとの見解をいただいています。

以上です。会長よろしくお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第80号について、ご意見、ご質問等あれば承りたいと思います。

はい、石橋委員。

(8番 石橋委員)

ここは今も言われましたように、この間も大水がありました。それが流れを受けて、私たちが住んでいる上丹生の田んぼが、水に浸かってしまったという大きな問題があるところですよ。

私がお伺いしたいのは、ここを保安林とするということは非常にありがたいことですが、そこにダムを造るとか、他の工事をするようなことも聞いておりますのでどうなっているのか、道をそこまでつけられるのかということをお聞きしたいと思います。

(会長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

はい。事務局では、そちらの方にダムや道を付けるというようなことは、聞いておりません。今回は、土砂流出の防止、防備のため、また保安林は水源のかん養のためということで指定されるもので、現地にダム等を造るということではなく、自然のままで置かれる土地として指定をされるということだと思っております。

(会長)

はい、角田委員。

(32番 角田委員)

3年ほど前に大雨が降って、高時川に濁流が流れました。

その件で、滋賀県も対策を打とうとして、保安林にするということですが、この一角だけが農地になっているということで、この辺まで農地があるということは不思議です。

高時川周辺を全部保安林にさせていただいて、県に森林を管理していただきたいと思いま

す。50mmぐらいの雨が降りますと、保安林がないと一気に流れてしまいます。先ほど言われたのは、砂防ダムのことだと思いますが、ダムを造ったり、道のないところに道を付けたりするのは難しい話です。

中河内周辺の、森林は全部、県に委託して、森林組合に管理していただくという方向に、長浜市の農業委員会からも働きかけていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(会長)

事務局として、総会場で申請が出てきたところに、こういった意見が出たということを知っていただければありがたいと思います。

(事務局)

わかりました。

(会長)

その他ございませんか。

(会長)

ご質問等もないようでございますので、採決に移ります。

議案第80号、保安林指定に係る意見について、農業委員会として、意見がない旨、回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会として意見がない旨を回答させていただきます。

以上で本日の議案審議は終了をいたします。

午後 3 時40分 閉会